

新型コロナウイルス感染症についての重要な新しいお知らせです。

5月14日（木）に、緊急事態宣言対象区域から三重県を除外すると国から発表がありました。それに伴い、5月15日（金）には三重県が緊急事態措置を解除しました。

しかし、皆さんに気をつけていただきたいのは、緊急事態宣言及び緊急事態措置は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症がおさまったということではないということです。今まで通りあるいはそれ以上に、皆さんには身を守る態勢をとっていただきたいと思います。

新しい生活様式の実践例を紹介しますと、大事なことは、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いをしっかりとやっていただきたいということです。

これから、経済活動や社会施設の利用再開といったことが始まってきますが、特定警戒都道府県の人々の移動は、これまで通り、ご遠慮いただくということになります。しかし、私たちの身近なところでは、定住自立圏域である伊賀市、京都府南山城村・笠置町、奈良県の山添村、あるいは「いこか連携」の、伊賀市、甲賀市といった、生活行動圏を共有する地域の人々は、私たち市民と同じ生活者として往来することになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

そして、緊急事態宣言解除に伴い、伊賀市では5月19日（火）から市内の公立小中学校・幼稚園の分散登校あるいは分散登園が始まることとなります。また、同じく19日（火）から、地区市民センターや公民館、図書館、学校体育館、体育施設等の公共施設で順次貸し出しを再開します。

これからは新しい社会生活、経済活動が始まるわけですが、くれぐれも「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3密を避けることを徹底していただき、しっかりと手を洗い、消毒し、マスクをするということを守ってください。

なお、市民の皆さんに対するさまざまな支援、サポートについては、また改めてご案内をいたします。

私たちの地域社会を、私たち自身を、そして大切な人を、しっかりとこれからも守っていきましょう。

令和2年5月15日

伊賀市長 岡本 栄